

東京の雇用就業を考える有識者会議設置要綱

5 産労雇調第1539号
令和6年3月29日

(設置の目的)

第1 雇用就業を取り巻く環境の変化に対して的確な対応を図るために、東京都における今後の雇用就業対策の方向性や迅速に実施すべき施策等について、有識者との意見交換を通じて検討を進めることを目的に、「東京の雇用就業を考える有識者会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) 東京都における今後の雇用就業対策の方向性に関すること
- (2) 雇用就業を取り巻く環境の変化に対し迅速な対応を図るための雇用就業施策に関すること
- (3) その他、会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

(委員等)

第3 会議は、知事が別途委嘱する委員をもって構成する。なお、知事はオブザーバーを置くことができる。

2 知事が必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任することができる。

(座長)

第5 会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6 会議は、知事が招集する。

(検討会の設置)

第7 会議には、検討会を置くことができる。

2 検討会の運営については、別途定めるものとする。

(会議の取扱い)

第8 会議は原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不適当と認めるときは、非公開とする。

(議事録)

第9 会議の終了後に作成し、後日公開する。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不適当と認めるときは、この限りではない。

(謝金)

第10 第3の規定により出席した者に対し、謝金を支払うことができる。謝金額については、雇用就業部報償費支払基準に基づき決定する。

(事務局)

第11 会議の事務局は、東京都産業労働局雇用就業部調整課とする。

(その他)

第12 この要綱で定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。